令和８年第４回（１１月）定例市議会説明資料

１　議案第７８号
安中市行政手続条例の一部改正について　・・・・・・・・・・　１

２　議案第７９号
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について　・・・・・・・・・・　３

３　議案第８０号
安中市長等の給与に関する条例の一部改正について　・・・・・・・・・・　４

４　議案第８１号
安中市職員の給与に関する条例の一部改正について　・・・・・・・・・・　５

５　議案第８２号
安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について　・・・・・・・・・・　９

６　議案第８３号
安中市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部
改正について　・・・・・・・・・・１３

７　議案第８４号
安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について　・・・・・・・・・・１６

８　議案第８５号
安中市地域公共交通会議条例の一部改正について　・・・・・・・・・・１７

議案第７８号

安中市行政手続条例の一部改正について

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(聴聞の通知の方式) 第15条　(略) 2　(略) 3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (新設)	(聴聞の通知の方式) 第15条　(略) 2　(略) 3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法 によって行うことができる。 4　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
(代理人) 第16条　前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4　(略)	(代理人) 第16条　前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4　(略)

(続行期日の指定) 第22条　(略) 2　(略) 3　第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。	(続行期日の指定) 第22条　(略) 2　(略) 3　第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「　　とき」とあるのは「　　とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。
(聴聞に関する手続の準用) 第29条　第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号　　及び第4号」とあるのは「同条第3号　」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用) 第29条　第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

議案第７９号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第１条関係：公布日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(期末手当) 第7条　（略） 2　期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の230を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　（略）	(期末手当) 第7条　（略） 2　期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　（略）

第２条関係：令和９年４月１日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(期末手当) 第7条　（略） 2　期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の235 を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　（略）	(期末手当) 第7条　（略） 2　期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　（略）

議案第８０号

安中市長等の給与に関する条例の一部改正について

第１条関係：公布日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(期末手当等) 第4条　（略） 2　期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の230を乗じて得た額とする。 3　（略）	(期末手当等) 第4条　（略） 2　期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の235を乗じて得た額とする。 3　（略）

第２条関係：令和９年４月１日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(期末手当等) 第4条　（略） 2　期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の235　を乗じて得た額とする。 3　（略）	(期末手当等) 第4条　（略） 2　期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に100分の232.5を乗じて得た額とする。 3　（略）

議案第８１号

安中市職員の給与に関する条例の一部改正について

第１条関係：公布日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(初任給調整手当) 第8条の3　医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額31万800円　(最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。	(初任給調整手当) 第8条の3　医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額31万1,600円(最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。
(期末手当) 第23条　(略)	(期末手当) 第23条　(略)
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。
4～6　(略)	4～6　(略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第24条　（略）	第24条　（略）
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)、12月に支給する場合には100分の108.75(特定幹部職員にあっては、100分の128.75)を乗じて得た額の総額
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額	(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)、12月に支給する場合には100分の53.75(特定幹部職員にあっては100分の63.75)を乗じて得た額の総額
3～5　（略）	3～5　（略）
別表第1(第3条関係) 全部改正	別表第1(第3条関係) 全部改正
別表第2(第3条関係) 全部改正	別表第2(第3条関係) 全部改正

第２条関係：令和９年４月１日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
第23条　（略）	第23条　（略）
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当す	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当す

るもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6　(略)

(勤勉手当)

第24条　(略)

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)、12月に支給する場合には100分の108.75(特定幹部職員にあっては、100分の128.75)を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)、12月に支給する場合には100分の53.75(特定幹部職員にあっては100分の63.75)を乗じて得た額

るもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6　(略)

(勤勉手当)

第24条　(略)

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額

の総額 3～5　（略）	の総額 3～5　（略）

議案第８２号

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１条関係：公布日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に1000分の1262.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3～5　(略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第10条の2　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に1000分の1062.5を乗じて得た額を超えてはならない。 3～5　(略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第18条　第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1262.5」とあるのは「1000分の712.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれそ	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には1000分の1262.5、12月に支給する場合には1000分の1287.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3～5　(略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第10条の2　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には1000分の1062.5、12月に支給する場合には1000分の1087.5を乗じて得た額を超えてはならない。 3～5　(略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第18条　第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1262.5」とあるのは「1000分の712.5」と、「1000分の1287.5」とあるのは「1000分の737.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれそ

の基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	の基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第18条の2　第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1062.5」とあるのは「1000分の512.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	第18条の2　第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1062.5」とあるのは「1000分の512.5」と、「1000分の1087.5」とあるのは「1000分の537.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)
第19条　(略)	第19条　(略)
2　通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納その他の通勤に係る費用弁償については、給与条例第13条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項第2号アからソまでに定める額については、当該額を21で除した額に1月当たりの実際に勤務した日数(当該日数が21日を超える場合は、21日)を乗じて得た額とする。	2　通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納その他の通勤に係る費用弁償については、給与条例第13条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、安中市職員の給与に関する規則(平成18年安中市規則第35号)第17条の7の2第1号から第23号までに定める額については、当該額を21で除した額に1月当たりの実際に勤務した日数(当該日数が21日を超える場合は、21日)を乗じて得た額とする。
別表1(第3条関係)　全部改正	別表1(第3条関係)　全部改正
別表2(第3条関係)　全部改正	別表2(第3条関係)　全部改正

第２条関係：令和９年４月１日施行分

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には1000分の1262.5、12月に支給する場合には1000分の1287.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3～5　(略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第10条の2　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には1000分の1062.5、12月に支給する場合には1000分の1087.5を乗じて得た額を超えてはならない。 3～5　(略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第18条　第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1262.5」とあるのは「1000分の712.5」と、「1000分の1287.5」とあるのは「1000分の737.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3～5　(略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第10条の2　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額を超えてはならない。 3～5　(略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第18条　第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び

第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第18条の2　第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「1000分の1062.5」とあるのは「1000分の512.5」と、「1000分の1087.5」とあるのは「1000分の537.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第18条の2　第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

議案第８３号

安中市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部改正について

第１条関係：安中市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(公表の期日) 第2条　財政事情は、毎年5月1日及び11月1日に公表する。 2　(略) (財政事情の記載事項) 第3条　前条第1項の規定により、5月1日に公表する財政事情においては、前年10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び財政方針を明らかにするものとする。 (1)～(4)　(略) (新設) (5)　(略) 2　前条第1項の規定により、11月1日に公表する財政事情においては、その年の4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。 3　(略)	(公表の期日) 第2条　財政事情は、毎年＿＿＿＿11月1日に公表する。 2　(略) (財政事情の記載事項) 第3条　前条第1項の規定により、＿＿＿＿公表する財政事情においては、前年10月1日からその年の9月30日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び財政方針を明らかにするものとする。 (1)～(4)　(略) (5)　前年度決算の概況 (6)　(略) (削除) 2　(略)

第２条関係：安中市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(業務状況説明書類の提出) 第7条　管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければなら	(業務状況説明書類の提出) 第7条　管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、前年10月1日＿＿＿＿から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿作成しなければなら

ない。	ない。
2　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を掲載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。	2　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を掲載＿＿＿

項 3　（略）	項 3　（略）

第４条関係：安中市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

新旧対照表　　（下線部は改正箇所）

現　行	改　正　案
（業務状況説明書類の作成） 第7条　市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)及び(2)　（略） （新設） （新設） (3)　前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために市長が必要と認める事項 3　（略）	（業務状況説明書類の作成） 第7条　市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、前年10月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに＿＿＿

議案第８４号

安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(職員) 第11条　(略) 2　(略) 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)及び(2)　(略) (新設) (3)　(略) (新設) (4)～(10)　(略) 4及び5　(略)	(職員) 第11条　(略) 2　(略) 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)及び(2)　(略) (2)の2　児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8第1項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 (3)　(略) (3)の2　次のいずれかに該当する者であって、1年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者(同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 (4)～(10)　(略) 4及び5　(略)

議案第８５号

安中市地域公共交通会議条例の一部改正について

新旧対照表　　(下線部は改正箇所)

現　　行	改　正　案
(組織) 第4条　(略) 2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(5)　(略) (6)　東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長　　又はその指名する者 (7)～(11)　(略) 3　(略)	(組織) 第4条　(略) 2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(5)　(略) (6)　東日本旅客鉄道株式会社群馬事業本部長又はその指名する者 (7)～(11)　(略) 3　(略)